

# 令和2年度 第2回市川市史編さん委員会

令和2年12月3日(木)  
※書面による開催

## 会議次第

議題 答申(案)について

- 
- ・ 議題資料
    - 資料1 諮問書(写)
    - 資料2 答申書(案)
  - ・ 答申書(案)に対する意見書(様式)

市川第 20200828-0066 号

令和 2 年 9 月 16 日

市川市史編さん委員会  
委員長 吉村 武彦 様

市川市長 村越 祐民

## 市川市史編さん事業「刊行計画」の見直しについて（諮問）

市川市史編さん委員会条例第 2 条 1 号の規定に基づき、下記事項について諮問します。

## 記

## 1. 諮問事項

市川市史「刊行計画」の見直しについて

## 2. 諮問事項の詳細

市川市史「刊行計画」（「市川市史編さん基本計画」別表 2）に定める第 1 卷（歴史編 I）および第 7 卷（通史編）の刊行の見直しについて諮問するものです。

第 1 卷については、令和元年度より具体的な刊行業務を開始しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言の発出および宣言解除後の感染防止対策により、研究機関等の閉鎖など想定外の事態が発生し、執筆・編集業務の進捗に影響が生じているところです。このことから、令和 2 年度とする刊行を見直し、令和 3 年度とすることについて諮問します。

第 7 卷については、市史編さん委員会において必要性や取扱い分野等に関する検討が重ねられてきた一方、具体的な内容に関しては第 1 卷～第 6 卷の掲載内容がある程度確定した段階で改めて検討すべきである、との意見を承ってきたところです。こうしたなか、現在までに第 3 卷～第 6 卷を刊行したこと、第 1 卷、第 2 卷についてもその内容が固まりつつあることから、第 7 卷の内容を改めて検討する段階に至ったと思われます。しかしながら、現在の進捗状況から調査研究、執筆、編集までに要する時間を考慮した場合、編さん期間終了年度の令和 3 年度内の刊行を見直す必要があると考えられます。このことから、第 7 卷の刊行について諮問します。

なお、この諮問に関する答申は、令和 2 年 12 月 15 日までに提出願います。

令和 2 年 12 月 15 日

市川市長 村越 祐民 様

市川市史編さん委員会  
委員長 吉村 武彦

### 市川市史編さん事業「刊行計画」の見直しについて（答申）

令和 2 年 9 月 16 日付市川第 20200828-0066 号により諮問された市川市史編さん事業「刊行計画」の見直しについて、下記のとおり答申する。

#### 記

現在編さん中の「市川市史」は、平成 27 年度から順次刊行を開始し、令和 3 年度に事業を終了する計画となっている。既刊の巻は、近年の代表的な自治体史として歴史学界でも一定の評価を得ている。これは、市民に分かりやすく親しみやすい市史という方針を掲げ、歴史・民俗・自然の 3 分野構成とすること。歴史については、テーマ別構成とし市川市の特色が浮かびあがるように編さんしてきたこと。また、多くの人が手に取りやすいよう低価格で販売するという事業の取り組み。これらが認められた結果といえる。

そのうえで今回は、未刊の巻の現在の進捗状況を踏まえて、「刊行計画」を見直すことについて諮問されたものである。

#### 1. 第 1 巻の刊行時期について

第 1 巻の調査・編集活動の中断および遅延は、新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う感染防止処置の影響を受けたものである。遅延の原因が想定外のものであり、現時点ですでに刊行の目途も立っていることから、第 1 巻の刊行時期を令和 2 年度から令和 3 年度に見直すことは妥当である。

#### 2. 第 7 巻（通史編）の刊行時期について

第 7 巻（通史編）は、第 3 巻～第 6 巻を刊行し、第 1 巻、第 2 巻についてもその内容が固まりつつあることから、内容を改めて検討する段階に至った。

しかしながら、中世・近世・近現代という各時代の編集委員の選定が遅れ、具体的な内容検討にまで至っていない現状を踏まえると、令和 3 年度の刊行は見直しが妥当である。

については、早期に編集委員を選定し刊行をめざすこととし、2 年程度延長することが必要である。

なお、これに伴い、現計画では、編さん事業は令和 3 年度終了となっているが、事業期間自体も 2 年程度延長することが望ましい。

以上